

広島県告示第七百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十八条第一項の規定によつて、次の者を仮認定特定非営利活動法人として仮認定した。

平成二十六年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	特定非営利活動法人ふれあい館ひろしま
代表者の氏名	岩本 正則
主たる事務所の所在地	広島県竹原市中央二丁目四番三号
その他の事務所の所在地	なし
定款に記載された目的	この法人は、主に竹原市及びその近郊の住民に對して、子育て支援事業、子育て・介護・ホスピス等相談事業、世代間交流事業並びに子育て・介護・ホスピス等相談関係団体等との交流に関する事業を行い、青少年の健全育成並びに住民参画の協働まちづくりの推進に寄与することを目的とする。
当該仮認定の有効期間	平成二六年一月一日から平成二九年一月一日まで